

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表3 1・2（略） 3 オンライン・リアルタイム接続 (1) 入力 ① 機構加入者からの入力				別表3 1・2（略） 3 <u>オンライン・リアルタイム接続（統合チャンネルシステム接続及びJEXGWシステム接続）</u> (1) 入力 ① 機構加入者からの入力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>当日信託財産表示・同抹消請求</u>	<u>午前9時から午後3時30分まで</u>	<u>規程第39条第6項、同第40条第4項（同第6章から第8章まで（同第6章の2を除く。）において読み替えて準用する場合を含む。）、同第175条第6項、同第176条第4項（同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。）、同第285条の4第6項、同第285条の5</u>	<u>信託の記録又はその抹消をする日の当日に入力（統合チャンネルシステム接続のみ）</u>

前日振替請求	(略)	(略)	振替日の前営業日に入力
(略)			
前日残高調整請求	(略)	(略)	振替日の前営業日に入力
(略)			
振替一時停止申告（市場取引）	(略)	(略)	振替日の前営業日に入力
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

		第4項	
前日振替請求	(略)	(略)	振替日の前営業日に入力（ <u>JEXGWシステム接続のみ</u> ）
(略)			
前日残高調整請求	(略)	(略)	振替日の前営業日に入力（ <u>JEXGWシステム接続のみ</u> ）
(略)			
振替一時停止申告（市場取引）	(略)	(略)	振替日の前営業日に入力（ <u>JEXGWシステム接続のみ</u> ）
(略)			
当日区分管理証券指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	規則第71条第1項（同第5章から第7章の2まで（同第5章の2を除く。）において準用する場合を含む。）、同第259条第1項（同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。）	指定日の当日に入力（ <u>統合チャネルシステム接続のみ</u> ）
(略)			
受入予定証券引渡完了請求	午前9時から午後3時30分まで	規則第69条第2項（同第5章から第7章の2まで（同第5	受入予定証券の引渡しの請求をする日の当日に入力（ <u>統</u>

(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

		<u>章の2を除く。)</u> において準用する場合を含む。)、同第257条第2項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	<u>合チャンネルシステム接続のみ)</u>
(略)			
<u>プール残高解放請求</u>	午前9時から午後3時30分まで	<u>規則第74条第2項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。)</u> において準用する場合を含む。)、同第262条第2項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	<u>請求をする日に入力(統合チャンネルシステム接続のみ)</u>
<u>資金振替済通知(抹消)</u>	午前9時から午後3時30分まで	<u>規程第205条第1項</u>	<u>規程第205条に定める時に入力(統合チャンネルシステム接続のみ)</u>
<u>当日買入消却請求</u>	午前9時から午後3時30分まで	<u>規程第211条に基づく同第190条第4項又は第5項</u>	<u>買入消却をする日の前営業日に入力(統合チャンネルシステム接続のみ)</u>

(削る)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
帳表ファイル	(略)	(略)	口座処理の結果を出力

② (略)

(削る)

② 発行代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第180条第1項	規則第241条に定める日に入力(統合チャンネルシステム接続のみ)
資金振替済通知(新規記録)	午前9時から午後3時30分まで	規程第180条第4項	規程第180条第4項に定める時に入力(統合チャンネルシステム接続のみ)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
帳票ファイル	(略)	(略)	口座処理の結果を出力(JEXGWシステム接続のみ)

② (略)

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知	午前9時から午後3時30分まで	二	受付済の通知等の通知(統合チャンネルシステム接続のみ)
発行口記録情報通知(DVP方式)	午前7時から午後3時30分まで	規程第181条第8項	統合チャンネルシステム接続のみ

③ (略)	(削る)	発行口記録情報通知(非DV P方式)	午前9時から 午後3時30分 まで	規程第180条第 3項	統合チャネル システム接続 のみ
		新規記録済通知	午前9時から 午後3時30分 まで	規程第180条第 6項、同第181 条第13項	統合チャネル システム接続 のみ
4・5 (略)		④ (略)	(注) オンライン・リアルタイム接続には、統合チャネルシステム 接続とJEXGWシステム接続がある。		
		4・5 (略)			

2. 附 則

この改正規定は、平成31年1月4日から施行する。

以 上